

令和6年10月以降保険始期用

動産総合保険
施設所有(管理)者賠償責任保険

ドローン総合補償プラン

無人ヘリコプター、小型無人機、ラジコンヘリ、マルチコプター等向け



2024年10月1日

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



まだ誰も知らない安心を、ともに。

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、ドローン等の航空機とされない無人機（小型無人機）については、災害救助・配送・農業・通信など、さまざまな分野での活用拡大が期待されていますが、同時にその活用にあたっては多くのリスクが潜在しています。

また、昨今のマナーを無視した一部の利用者による事件等により、法規制が強化されるなど、ドローンを取り巻く環境は大きく変化しています。

皆さまが安心してドローンを活用した事業活動が行えるように、当社では「ドローン総合補償プラン」をご用意させていただきました。発展が期待されるドローンを活用したビジネスに伴うリスクへの備えとして、是非ご採用賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴社の益々のご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

敬具



※本企画書では、無人ヘリコプター、小型無人機、ラジコンヘリ、マルチコプター等の航空機とされない無人機（小型無人機）を「ドローン」と総称しています。

ドローンについては、さまざまな分野での活用拡大が期待されており、今後ますます業務利用が盛んになっていくことが想定されています。



しかしながら、**ドローンの業務利用** にあたっては、**思いもよらないリスクが発生** する可能性があります。

リスクの種類		事件事例
機体に関するリスク	機体の損壊	飛行中に突風で地面に墜落し、機体が大破した。 操縦ミスにより崖に衝突し、機体が損壊した。 飛行中に落雷を受け、機体が破損した。
	盗難	倉庫に保管中のドローンが、盗難にあった。
	対人賠償	電池切れにより落下した機体が、歩行者を直撃し、ケガをさせた。
第三者への損害賠償に関するリスク	対物賠償	操縦ミスにより機体が民家に衝突し、屋根を壊した。
	人格権侵害	ドローンで空撮後公開した映像に、個人の住居内が特定できる画像が映っており、プライバシーを侵害した。

「ドローン総合補償プラン」は、ドローンを業務に使用される皆さまが抱えるさまざまなリスクを総合的に補償するプランで、「動産総合保険」と「施設所有（管理）者賠償責任保険」で構成されています。

	機体に関するリスク	第三者への損害賠償に関するリスク
保険商品	動産総合保険	施設所有（管理）者賠償責任保険
補償する損害	不測かつ突発的な事故によりドローンに発生した損害	ドローンの所有、使用、管理において、業務活動中の不注意で発生した偶然な事故により、他人に身体の障害や財物の損壊を与えた場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
保険の対象となるドローン	事業用に使用する総重量 (注) 150kg未満かつ保険金額10万円以上のドローン (レジャー用・曲技用は対象外) ※1 燃料、薬剤は保険の対象に含まれません。 ※2 プロペラガード等の装備品、操作に使用する通信機器、撮影に使用するカメラ等の撮影装置を保険の対象にする場合は、 <u>明記が必要です</u> 。	事業用に使用するドローン 趣味や日常生活で使用するものや、人が搭乗する航空機等は除きます。
被保険者	貴社（機体の所有者）	貴社（機体の所有者）

(注) 燃料、薬剤、機器等をすべて搭載した状態の重さを指します。

ドローンは、墜落や盗難などにより機体自体に損害が発生するリスクがあります。用途によっては高価な機体もあり、万が一に備えてさまざまな財物損壊リスクに対応できる、「動産総合保険」への加入をおすすめします。



墜落

送信機と機体の通信が途切れ、突如機体が制御不能となり、墜落・破損した！

他物との接触

着陸時に突風にあおられ、ドローンが付近の樹木に接触し、機体が破損した！

盗難

事務所に保管していたドローンが何者かに盗まれた！

「ドローン総合補償プラン」では、リスクを踏まえて動産総合保険の補償範囲を拡大！

ドローンに墜落や盗難などの事故が発生した場合に、プランに応じて以下の費用をお支払いします。

補償する費用	プラン① (注2)	プラン② (注3)	プラン③ (注4)
搜索または回収に関する費用	○	○	×
代替品を賃借する費用	○	×	×
操縦訓練費用 (注1)	任意 (注4)	任意 (注4)	○

プラン①～③のいずれかを必ず選択いただきます！

(注1) 保険の対象を操縦していた方に対する操縦訓練に要する費用や保険の対象の操縦に起因した事故の再発防止を目的とした、コンサルティング事業者が行う支援、指導または助言業務に関する費用をいいます。ただし、事故が発生した日からその日を含めて180日以内に支出した費用に限ります。

(注2) 「プラン①を選択される場合」は、ドローン特約（搜索・回収費用、代替品レンタル費用補償）をセットします。

(注3) 「プラン②を選択される場合」は、ドローン特約（搜索・回収費用補償）をセットします。

(注4) 「プラン③を選択される場合」および「プラン①またはプラン②で操縦訓練費用を補償の対象とする場合」は、ドローン特約（操縦訓練費用補償）をセットします。

偶然な事故によって保険の対象であるドローンに発生した損害に対して、次のとおり保険金をお支払いします。

以下の偶然な事故によって発生した損害の額
(普通保険約款の規定によって算出した損害保険金の額)

- ・火災
 - ・落雷、破裂・爆発
 - ・風災・^{ひょう}雪災
 - ・破損、汚損
 - ・盗難
 - ・他物の落下・飛来・衝突
 - ・その他外来の偶然な事故による破損
- など



プラン①

ドローンに損害が発生した場合に、ドローンを捜索・回収するために支出した費用および代替品レンタル費用(保険金額のそれぞれ10%限度。ただし、保険金額が保険価額を超える場合は保険価額の10%限度)

プラン②

ドローンに損害が発生した場合に、ドローンを捜索・回収するために支出した費用(保険金額のそれぞれ10%限度。ただし、保険金額が保険価額を超える場合は保険価額の10%限度)

プラン③

ドローンに損害が発生した場合に、専門業者によって行われる操縦訓練等に要する費用(保険金額のそれぞれ10%限度。ただし、保険金額が保険価額を超える場合は保険価額の10%限度)

× 90%

※ 損害保険金としてお支払いする額は、保険金額が限度となります。ただし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。



**各種費用
保険金**

● 残存物取片つけ費用保険金

● 損害防止費用

● 権利保全行使費用

● 修理付帯費用保険金(注)

(注) 火災、落雷または破裂もしくは爆発の事故で、保険の対象の保管場所が住宅または営業用倉庫敷地内でない場合にお支払いの対象となります。

保険金をお支払いできない主な場合

【プラン①～③共通の項目】

- ローターまたはブレードに単独に生じた損害
 - 保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - 燃料不足、機体または通信機器類のバッテリー不足またはエンジンオイル不足によって生じた損害
 - 保険の対象の改造(注1)によって生じた損害(注2)
 - 操縦中に保険の対象が行方不明(注3)になったことによって生じた損害(注4)
 - 保険の対象が日本の法令に違反して使用されている間に生じた損害
- など

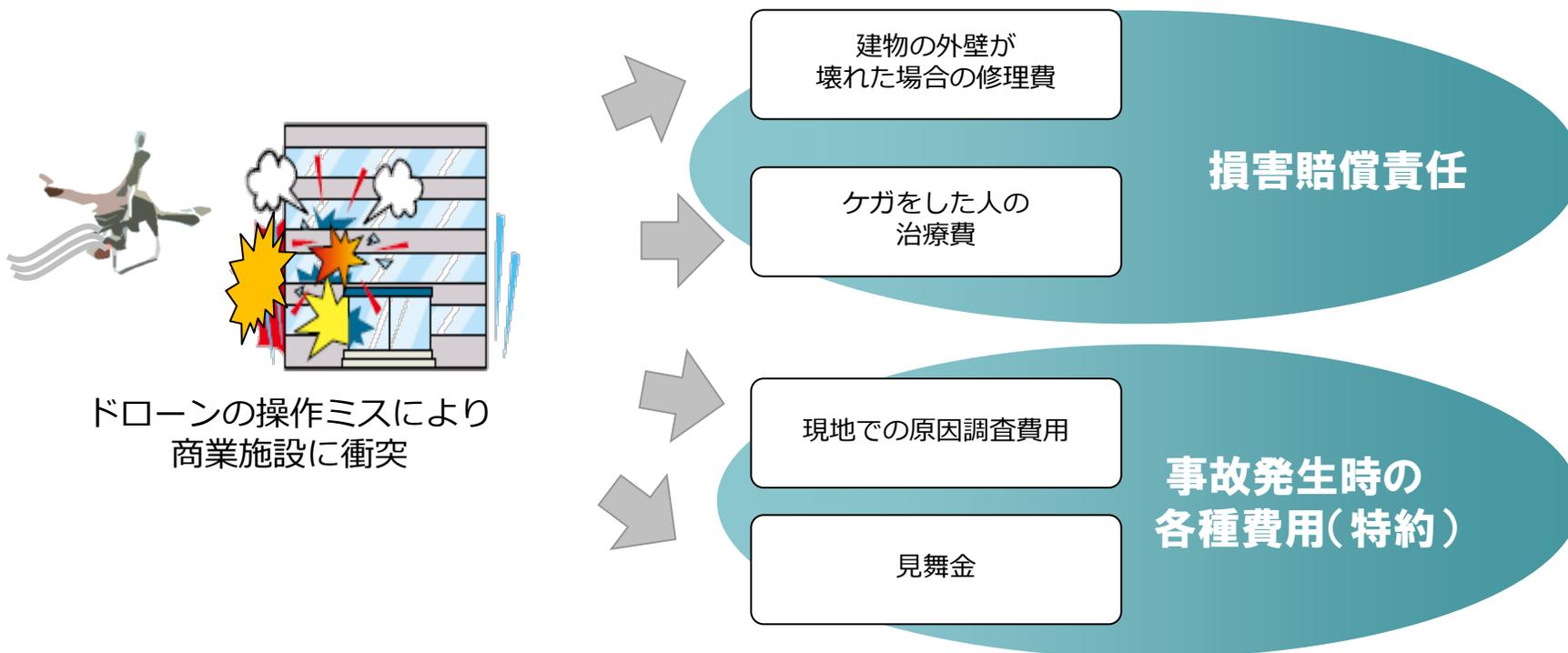
(注1) 保険の対象の機能に影響しない範囲の改造は除きます。
 (注2) 事故により保険の対象が損害を受けた改造箇所の修理費およびその改造によって拡大して生じた損害を含みます。
 (注3) 保険の対象の現物確認ができない場合をいいます。
 (注4) プラン①およびプラン②については、捜索・回収費用はお支払いする場合があります。

【プラン①固有の項目】

- 次のいずれかに該当する時より後の代替品レンタル費用
- ① 被保険者が保険の対象を修理する場合は、修理完了後、保険の対象が被保険者に引き渡された時
 - ② 被保険者が保険の対象の代替として使用する物を新たに取得する場合はその物を取得した時

※ 1 「プラン①を選択される場合」は、ドローン特約(捜索・回収費用、代替品レンタル費用補償)をセットします。
 ※ 2 「プラン②を選択される場合」は、ドローン特約(捜索・回収費用補償)をセットします。
 ※ 3 「プラン③を選択される場合」および「プラン①またはプラン②で操縦訓練費用を補償の対象とする場合」は、ドローン特約(操縦訓練費用補償)をセットします。

ドローンの操作ミスにより他人の建物等に衝突などした場合、ドローン自体の損害にとどまらず、他人の身体の障害や財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負う可能性があります。万々に備えてこのようなリスクに対応できる、「施設所有(管理)者賠償責任保険」への加入をおすすめします。



損害賠償責任に対する補償の手配だけでなく、特約により事故発生時の初期対応やケガをされた方への見舞金などを補償することも可能です。詳細は次ページ以降をご参照ください。

貴社が負担する法律上の損害賠償責任のほか、争訟費用等についても施設所有(管理)者賠償責任保険の基本契約で補償します。



※上記①～④の他に⑤協力費用⑥争訟費用について、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じてお支払いします。

①法律上の損害賠償責任の額(損害賠償金)	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
②損害防止費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をお支払いします。
③権利保全行使費用	対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。
④緊急措置費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をお支払いします。
⑤協力費用	当社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用をお支払いします。
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾^{せうぎょう}に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 液体、気体または固体の排出、流出またはいっしゅ^{いっしゅ}に起因する損害賠償責任（不測かつ突発的な事故によるものを除きます）
- 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）

など

施設所有(管理)者賠償責任保険はオプション特約(注)をセットすることで、貴社が負担する賠償責任や費用を補償することが可能です。

(注) 別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる特約です。

人格権侵害補償特約

(例) ドローンで撮影し、ホームページ等で公開した映像によりプライバシー侵害がなされたとして法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 など

基本契約の補償の対象となる事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害 など

セットをおすすめします。



初期対応費用補償特約

(例) 事故現場の写真撮影費用 など

基本契約およびセットされた特約の補償の対象となる事故が保険期間中に発生した場合に、被保険者が当社の同意を得て支出した以下の費用を補償します。

- ・ 事故現場の保存・写真撮影費用
- ・ 事故現場の後片付け・清掃費用
- ・ 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費
- ・ 事故原因調査費用 など

※結果として、法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。

被害者治療費等補償特約

(例) ケガをした被害者の治療費用 など

基本契約の補償の対象となる事故が保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合に、当社の同意を得て、事故が生じた日から1年以内に支出した以下の費用を補償します。

- ・ 被害者に支払った治療費用 (医師による治療を受けた場合に要した費用)
- ・ 被害者の遺族に支払った葬祭費用 (香典、花代等は含まれません)
- ・ 見舞金(香典を含みます)・見舞品の購入費用 など

※結果として、法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。

訴訟対応費用補償特約

(例) 裁判所に提出する文書を作成するために残業した際の超過勤務手当 など

基本契約およびセットされた特約の支払対象となる事故が保険期間中に発生した場合に、被保険者が当社の同意を得て支出した以下の費用を補償します。

- ・ 意見書または鑑定書作成のために必要な費用
- ・ 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用
- ・ 被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用
- ・ 役員または使用人の交通費または宿泊費 など

※1 訴訟がこの契約の補償対象となる場合に限りです。
 ※2 結果として、法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。

- この企画書は「動産総合保険」「賠償責任保険普通保険約款」「施設所有（管理）者特別約款」および各々の「特約」で構成された「施設所有（管理）者賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず各商品のパンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」(注)をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」(注)をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

(注) 保険種目により名称は異なります。

- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

お問合わせ先

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
山形支店酒田支社

代理店・扱者：株式会社あいぷらん
住所：山形県酒田市本町3丁目1番6号
TEL：090-3066-8734
担当者：関 久典

大切なお客様 御中

無人ヘリコプター総合保険のご案内

(動産総合保険・施設賠償責任保険)

2025年01月01日

To Be a Good Company



TOKIOMARINE
NICHIDO

東京海上日動

目次

1. ご提案
2. 無人ヘリコプターを取り巻くリスク
3. 無人ヘリコプター総合保険の構成
4. 無人ヘリコプター総合保険の内容
5. お支払いする保険金
6. 補償の対象とならない主な損害
7. 保険料
8. ご契約の際にご注意いただきたいこと

1. ご提案

無人ヘリコプターは、航空写真撮影、災害調査等を目的として近年その商業的または公共的な利用機会は増加しております。しかし、無人ヘリコプターの使用には、機体そのものの損壊リスクや第三者への法律上の損害賠償リスクが伴います。

本ご案内書では、無人ヘリコプターを取り巻くリスクヘッジの手段として、「無人ヘリコプター総合保険」をご案内申し上げます。

ご検討いただき、是非ご用命賜りますようお願いいたします。

2. 無人ヘリコプターを取り巻くリスク

無人ヘリコプターの使用には、以下のようなリスクが想定されます。

機体の損壊

無人ヘリコプターの操縦ミスにより、着陸に失敗し、機体が大破した！

機体の捜索・回収

空撮中に機体の行方がわからなくなり、機体の捜索のための交通費と宿泊費が追加で必要となった！

代替機のレンタル

空撮中に機体が損壊し修理中のため、修理が完了するまで代替機のレンタル費用が必要となった！

対人賠償

無人ヘリコプターの着陸時に目測を誤り、機体が歩行者に接触し、けがを負わせてしまった！

落雷

操縦中の無人ヘリコプターが、落雷を受けて破損してしまった！

盗難

倉庫に保管していた無人ヘリコプターが、何者かに盗まれてしまった！

操縦訓練

事故を起こした従業員に対して再発防止のための操縦訓練が必要となった！

対物賠償

無人ヘリコプターの操縦ミスにより、機体が他人の家屋に衝突し、屋根を損壊してしまった！

3. 無人ヘリコプター総合保険の構成

無人ヘリコプター総合保険は、動産総合保険および施設賠償責任保険のセット商品です。

リスクの種類	対応する保険契約	補償の対象となる主な事故
機体にかかわるリスク	動産総合保険	保険期間中に無人ヘリコプターに生じた、不測かつ突発的な事故 (例) •墜落や他物との接触 •火災、落雷、爆発 •ひょう災、雪災、水濡れ(水災を除きます。) •外部からの物体の飛来または衝突 •盗難、いたずら 等
第三者への法律上の損害賠償にかかわるリスク	施設賠償責任保険(注)	無人ヘリコプターの所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること

(注) 記名被保険者が事業者以外の場合は、施設賠償責任保険で賠償責任を補償することができません。
動産総合保険に損害賠償責任担保特約条項をセットし、無人ヘリコプターの所有、使用または管理に起因する賠償責任を補償することが可能です。詳細は代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお問い合わせください。

4. 無人ヘリコプター総合保険の内容

	動産総合保険（注1）	施設賠償責任保険（注2）
保険の対象となる 無人ヘリコプター	総重量（*）150kg未満の無人ヘリコプター （曲技用の無人ヘリコプターは、対象となりません。） （*）燃料、薬剤、機器等をすべて搭載した状態での重さをいいます。 （注）燃料、薬剤は保険の対象には含まれません。	
被保険者	機体の所有者	機体の所有者・使用者等保険証券に明記された方（記名被保険者）およびその使用人、その役員（記名被保険者が法人の場合）等
お支払いする 主な保険金	① 損害保険金 ② 臨時費用保険金（オプション） ③ 残存物取片づけ費用保険金 ④ 搜索費用保険金 ⑤ 権利保全費用 ⑥ 損害拡大防止費用 ⑦ 操縦訓練費用保険金（オプション） ⑧ 代替品レンタル費用保険金（オプション）	① 法律上の損害賠償金 ② 争訟費用 ③ 損害防止軽減費用 ④ 緊急措置費用 ⑤ 協力費用
補償の対象となる期間 （保険期間）	1年間	
保険金額または 支払限度額	無人ヘリコプターの時価額を保険金額として設定します。	ご契約時に支払限度額を設定いただきます。 （例）対人・対物賠償共通：1事故につき1億円

（注1）総重量が200g未満の無人ヘリコプターは、動産総合保険の保険の対象にできません。

（注2）記名被保険者が事業者以外の場合は、施設賠償責任保険で賠償責任を補償することができません。

動産総合保険の特約として補償可能な場合もあるため、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。

5. お支払いする保険金

機体に関する保険金（動産総合保険）～その①～

①損害保険金

○不測かつ突発的な事故によって、保険の対象とする無人ヘリコプターに生じた損害について、損害保険金をお支払いします。

○損害保険金は、損害の額（全損の場合は保険価額(*1)または保険金額のいずれか低い額を、全損に至らない場合は、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費の額（修理に伴い価値が増加した場合はその分を差し引きます。））から免責金額(*2)を差し引いた残額をお支払いします。

保険金額が保険価額(*1)に満たない場合は、次の算式による額を損害保険金としてお支払いします。

$$\text{損害保険金} = (\text{損害の額} - \text{免責金額}) \times \text{保険金額} \div \text{保険価額}(*1)$$

(*1) 損害の生じた地および時における再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。

(*2) 保険の対象が全損となった場合は、免責金額は適用しません。

○保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、保険期間の満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額（ただし、保険金額が保険価額(*1)を超える場合は、保険価額(*1)とします。）に相当する額となった場合は、保険契約は、損害発生時に終了します。

※使用中の無人ヘリコプターに不測かつ突発的な事故が発生し、無人ヘリコプターを回収するために必要または有益な回収費用については、損害の額に回収費用を含めて損害保険金としてお支払いします。

※無人ヘリコプターの保険金額が10万円未満の場合は、縮小割合の設定等、お支払いする保険金を制限させていただくことがあります。

5. お支払いする保険金

機体に関する保険金（動産総合保険）～その②～

②臨時費用保険金（オプション）

損害保険金が支払われる場合、事故によって保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して、損害保険金の30%に相当する額（1事故につき300万円を限度とします。）をお支払いします。ただし、1台あたりの保険金額が10万円未満の場合は臨時費用保険金不担保特約を必ず付帯するため、臨時費用保険金はお支払いできません。

③残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合において、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用）が補償の対象となります。損害保険金の10%に相当する額を限度として、実際に支出した費用が対象となります。

④搜索費用保険金

使用中の無人ヘリコプターに不測かつ突発的な事故が発生し、無人ヘリコプターを搜索するために支出した必要かつ有益な搜索費用（交通費、宿泊費、搜索委託費用、機材の賃借費用等をいいます。）を、保険金額または保険価額(*1)のいずれか低い額の10%に相当する額を限度として、お支払いいたします。

(*1) 損害の生じた地および時における再調達価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額）から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。

5. お支払いする保険金

機体に関する保険金（動産総合保険）～その③～

⑤権利保全費用

東京海上日動（以下「弊社」といいます。）が補償をご提供すると引換えに取得する第三者からの損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。

⑥損害拡大防止費用

- 保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったものをお支払いします。
- 保険金額または保険価額(*)のいずれか低い額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。

(*) 損害の生じた地および時における再調達価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額）から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。

5. お支払いする保険金

機体に関する保険金（動産総合保険）～その④～

⑦操縦訓練費用保険金（オプション）

不測かつ突発的な事故によって操縦中の無人ヘリコプターに損害が生じた場合または操縦中の無人ヘリコプターの行方がわからなくなった場合において、操縦訓練を行うために支出した次の費用(*1)を、保険金額または保険価額(*2)のいずれか低い額の10%に相当する額または10万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。

- ① 損害が生じた時に保険の対象を操縦していた者に対する操縦訓練に要する費用
- ② 保険の対象の操縦に起因した事故の再発防止を目的とした、被保険者に対するコンサルティング費用

⑧代替品レンタル費用保険金（オプション）

不測かつ突発的な事故によって無人ヘリコプターに損害が生じた場合において、代替品のレンタルを行うために支出した費用(*3)を、保険金額または保険価額(*2)のいずれか低い額の10%に相当する額を限度にお支払いします。

(*1)事故が発生した日を含めて3か月以内に申込みをした操縦訓練に限り、交通費および宿泊費は含みません。

(*2)損害の生じた地および時における再調達価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額）から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。

(*3)次のいずれかに該当する時より後の代替品レンタル費用に対しては、代替品レンタル費用保険金をお支払いしません。

- ① 被保険者が保険の対象を修理する場合は、修理完了後、保険の対象が被保険者の手元に戻った時
- ② 被保険者が保険の対象の代替として使用する物を新たに取得する場合は、代替品を取得した時

5. お支払いする保険金

損害賠償責任に関する保険金（施設賠償責任保険）

①法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金をお支払いします。（注）賠償責任の承認または賠償金額の決定前に、弊社の同意が必要となります。

②争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）をお支払いします。

③損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用をお支払いします。

④緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用をお支払いします。

⑤協力費用

弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用をお支払いします。

6. 補償の対象とならない主な損害（動産総合保険）

- 被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ブレードに単独で生じた損害
- 使用中の保険の対象の行方がわからなくなり、保険の対象の所在が特定できないことによる損害（ただし、搜索費用保険金は除きます。）
- 日本国外にある保険の対象について生じた損害
- 保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失・技術の拙劣によって生じた損害
- 電氣的または機械的事故によって保険の対象に生じた損害
- 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- 保険の対象のかしによって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害
- 保険の対象に加工を施した場合は、加工着手後に生じた損害
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）、落石等の水災によって生じた損害
- サイバー攻撃に起因する損害。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ・サイバー攻撃により火災または破裂もしくは爆発が発生した場合
 - ・保険契約者または被保険者が個人（個人事業主を除きます。）の場合

補償の対象とならない損害の詳細は、保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

等

6. 補償の対象とならない主な損害（施設賠償責任保険）

- 保険契約者または被保険者の故意
- 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- 次の賠償責任
 - a. 記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対して負担する賠償責任
 - b. 記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物（a.に規定する財物を除きます。）の損壊につき、正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害（死亡を含みます。）に起因する賠償責任
- 汚染物質の排出・流失・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性
- サイバー攻撃(*) 等

(*)サイバーリスク保険のサイバー攻撃による対人・対物事故担保特約条項によりこの一部を補償の対象とすることができます。
詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

補償の対象とならない損害の詳細は、保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

7. 保険料

お見積りの条件

お見積り有効期限：5月1日

<機体にかかわるリスク> (動産総合保険)

保険金額 : 200万円
保険期間 : 1年
免責金額 : 0円
オプション特約 :

<第三者への法律上の損害賠償にかかわるリスク> (施設賠償責任保険)

支払限度額 : 対人・対物賠償共通 1名00円
1事故00円
保険期間 : 1年
免責金額 : 1事故00円
オプション特約 :

無人ヘリコプター1機あたりの保険料

機体にかかわるリスク (動産総合保険) : 174000円

第三者への法律上の損害賠償にかかわるリスク (施設賠償責任保険) : 5,000円

合計 : 179,000円

8. ご契約の際にご注意いただきたいこと

1. 告知義務について

- 申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※弊社の代理店には、告知受領権があります。

2. 補償の重複に関するご注意

- 補償内容が同様の保険契約（特約条項や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

3. 通知義務について

- ご契約後に申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

4. 保険料についての注意点

- 保険料は、保険証券に記載の払込期日までに払い込みください。払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。
保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に払い込みください。保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

5. 保険証券

- ご契約後、1 か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。

6. 代理店の業務

- 代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。

8. ご契約の際にご注意いただきたいこと

7. ご契約者と被保険者が異なる場合

- ご契約者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

8. 事故が起こった場合の手続き

事故または損害が生じたことを知った場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

●保険金請求に必要な主な書類

保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書のほか、保険の対象の盗難による損害の場合は、所管警察署の証明書またはこれに代わるべき書類をご提示いただく必要があります（その他事故の状況に応じて必要な書類をご提示いただく場合があります。）。

●保険金請求の時効

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

9. 示談交渉サービスは行いません

- この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様（被保険者）ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。また、弊社の承認を得ずにお客様（被保険者）側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

10. 保険金請求の際のご注意

- 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。

このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

8. ご契約の際にご注意いただきたいこと

11. 他の保険契約等との関係

- この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下、「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

12. 解約と解約返れい金

- ご契約の解約（ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせること）については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
 - 返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。
 - ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

13. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（*））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
 - （※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
 - （*）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

14. 共同保険について

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

ありがとうございました。
ご検討の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご注意事項

◆このご案内書は、動産総合保険および施設賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は動産総合保険および施設賠償責任保険のパンフレットまたは重要事項説明書をご確認ください。詳細は保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約に際しては必ず「保険約款」をご確認ください。

お問合せ先

合同会社すかいぷらん

担当 関 恵理子

998-0063

山形県酒田市南新町1丁目2番10号

Mobile 090-5538-7794

Fax 0234-28-8931

Mail eriko.seki@skyplan-hoken.shop

To Be a Good Company



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動

3201-ER07-16015-202109
1701-ER04-21014-202109

最大ペイロード70kg!! 物資搬送ドローン



早く
高く
遠くへ届く!!

1回の
最大飛行時間 **25分**
ペイロード50kgの時

2台の送信機による
受け渡し可能!!

較的重い荷物の高所への搬送を
ドローンがサポートいたします。

現在実証実験中



災害時に
車、飛行機、
船では救援物資が
送れない! 遅い!
そんな時に!



お問合せ先

株式会社 テクノライフ

TEL 070-4365-4808

droneschool@techno-life.com
<http://www.techno-life.com>

大阪の老舗鉄工所が作った全電動型無人搬送車

ニャンクロー300



耐荷量は
300kg OK!!

人を検知し
自動で追従する
人感アシスト機能

満充電で
6~8時間連続走行可!

オプション
Option

GPS+RTK
信号による

自動走行機能
(開発中)

コンパクトボディ
低床型



マルチ
運搬車



ニャンクロー300

TEL.06-6332-0520 FAX.06-6336-4958

企画・開発・製造元 **山田工業株式会社** 〒561-0835 大阪府豊中市庄本町3丁目11番4号 E-mail: Yamadako@dolphin.ocn.ne.jp